智場02月号目次

情報社会における公教育とは ————— 公文俊平、豊福晋平	02
第1回全日本小学校ホームページ大賞の背景 — 豊福晋平	07
情報技術における政策形成のあり方 ———— 土屋大洋 ●インタビュアー/庄司昌彦	10
米国電気通信における地域競争政策の見直しについて – 栗澤哲夫	15
『韓国人から見た北朝鮮』 —————————— 呉 善花 ●レポート/小林寛三	19
個人情報保護法入門 —————————————————————	20
メールマガジン・ダイジェスト ――――	22
GLOCOM Information	23

情報社会における公教育とは

── 学校と情報教育をテーマに ──

公文俊平 (GLOCOM所長) 豊福晋平 (GLOCOM主任研究員)

豊福 これまで公文先生とはじっくり教育分野の話をする 機会がなかったのですが、今回は情報教育についてのお考え や、最近話題にされている共の概念と学校教育との絡みにつ いてぜひうかがいたいと思います。

■ コンピュータと教育

公文 僕は1960年代から70年代の初めにかけて、プログラム学習に興味をもって、プログラム学習方式による経済学の教科書を何冊か翻訳したことがあります。それを実際に企業研修で使ってみた。そのときの生徒さんは高卒で、大学で経済学を勉強したことはない。そういう人たちに初めてマクロとミクロの経済学を、プログラム学習を補助テキストとして使ってやってみたら、少なくともそのテキストに書いてあることについては非常によく理解して、みんな苦もなく問題を解いていった。これは確かに意味のある方法だと思いました。ただ、それが本当に経済学を勉強したことになるのかという疑問はありました。

豊福 それはどういう疑問ですか。

公文 もう少し哲学的に、財とは何か、価値とは何か、効用とは、といったことを、ああでもない、こうでもないと議論するのではなくて、答えが全部わかっていて、あるプログラムに従って正解を選んでいくわけですから、何も経済学を知らなくても、ちょっと要領のいい人なら正解を選ぶことができる。それで学習が終わったときに、現実の経済を見て何か言えるのだろうか。新しい問題を発見するというように使えるのかと思うと、いささかネガティブになって興味を失った。

豊福 与えられた問題に対して答えを選択するのと、自分で問いと答えを見つけるのは全く違う行為ですね。小・中・高等学校ではCAI(Computer Aided Instruction)は失敗

していて、企業である程度成功しているのは、経済性、効率 性のメリットが学校市場では成り立たないからだと思ったの ですが、それとはまた違う指摘だと思います。

公文 電気回路の理論を勉強してラジオがつくれるように なる、そういうことには確かに有効ではないかと思います。 比較的標準化された機械が故障したときの修理の手順とか、 問題を発見することにもおそらく有効でしょう。定型化した 問題、答えがわかっている問題をプログラム化して解けるようにするのにはいい。

1980年代に入って出会ったのが、LOGOとか、特にお もしろいと思ったのは、日本では西和彦さんが訳したシェ リー・タークルの『インティメイト・マシン』です。子どもた ちがコンピュータという「生き物」と初めて接触し、生き物と してのコンピュータの振る舞いを理解し、一緒に暮らすこ とを覚えるという話です。それからプログラマーにも2種類 ある。一方は、自分が考えたことをまず頭の中で全部プログ ラムコード化するタイプ。最初から何を達成したいのか、こ のプログラムがどう動くのかを考えてからつくる。もし動か なければバグがあるのだという考え方をもつ子どもたちで、 シェリー・タークルに言わせると、これは男の子に多い。も う一方は、そうではなくて、よくわからないけれどすでに何 かプログラムがあって、ここをちょっといじるとこう変わる、 ここをいじるとどうなるだろうとコードをいじっている間に、 いわばプログラムを進化させる。結果的に、最初は考えもつ かなかったようなプログラムが出てくる。それもおもしろい し、役にも立つ。そういうプログラマーのタイプもいて、こ れは女の子に多い。この両方とも優秀なプログラマーだとい うのです。

どちらのタイプにも、ある種のいい素質をもった天才的な子どもたちがいて、違ったやり方でいいプログラムをつくっていくことはわかったけれども、そのようなプログラマーを養成するための教育や学習のしかたは、結局わからない。

特に後者の流れは、その後ゲームづくりにも応用されてい

ます。遺伝的アルゴリズム、つまりそういうものを組み込むことで自動的に、プログラムに自分自身をあれこれと変えさせて、人間はその中から選択する。つまり自然選択における「神」の役割を、出てきたプログラムに対して人間が果たすことで、進化にある方向性を与えていこうとする。そういうところに今はきている。

実際に今、ゲームの最先端の連中は、新発売のゲームを最 短で解くとか裏ワザを発見することには興味を失ってしまっ て、一見したところゲームではない訳のわからないものと一 緒に遊んでいるうちに物語そのものをつくっていくというこ とに興味を感じているというけれど、これはシムシティなど の系列ですか。つまり作者の意図とか作者の思い描く世界な どはなくていいわけですね。

■ 学校は必要か

公文 学校の外の世界はそこまで来てしまっているというときに、そういう世界でよりうまく、より楽しく生きていけるようにするために、学校という場で子どもたちに提供するべきものとは何だろう。そもそも学校は、そのような意義において必要なのか。必要でなかったら学校は要らないのか。それとも、別の機能が学校にはあると考えるべきかという問いが出てきます。

日本の明治以降の初・中等教育は、ヨーロッパの先進的な知識をまず子どもたちに教え込もうというのが目的でした。だから親から隔離して、最新式の知識を先生が一方的に教えていく。雑音の入らない環境に置いて、答えのわかっている知識を効率的に注入していく。そういうやり方が意味をもったわけです。しかし、そういう意味での閉じた、あるいは文部科学省に対してだけ開かれた学校の機能が、たぶん意味を失っていることは間違いないでしょう。

それに対して、先進知識ではなくて、伝統的な、むしろ世代から世代へ有無をいわさず受け継いでいく価値観とか身のこなしを――これは変えてはならない、あるいは簡単に変えることができないので――しっかりと前の世代が教え込むべきであるという考えから、学校の機能を評価するとらえ方があると思います。

では、そのときに先輩や親はどの程度の役目を果たすのか。 親が教え込みたいと思うことを、常に子どもが学習するとは 限らない。むしろ子どもが一番よく学ぶのは、同じ世代の仲間たちと遊ぶことやちょっと上の先輩を通じて、いわゆるピアグループでの学習が一番効果的であり、子どもたちもそれを大事にするということはわかっています。

すると、学校で先生が教えるというのとは違いますね。そこで強いて学校を弁護するとすれば、そういう仲間たちが集まる環境を準備する。昔なら学校に行かなくても、そういった環境はその辺の街角や村にあったのかもしれない。伝統的なピアグループがあったのだけれど、それをいったん無理に切り離して、学校に関係を移しこんだわけです。一方で、現在の都市化のなかでは、そういうピアグループ的環境がなくなってきている。鍵っ子になり、家の中でコンピュータゲームで遊ぶことが多い。そのときに、仲間の集まる物理的な場としての学校は必要だという言い方ができるかどうか。

豊福 昔の学校では、親とか近所の知らないおじさんとかPTA会長とか卒業生とかが始終集まってきてはいろいろやっていたんじゃないかと思います。ところが、教えることに余計なものをどんどん排除してしまって先生と生徒だけの貧しい関係になってしまっているとしたら、それだけの学校が本当に要るのだろうか。

学校というのは、効率的に管理をするために人工的に対人 関係をつくっているわけです。昔であれば、学校内の関係を 補完するように、学校の外側に遊び集団があって、年長者と 年少者がいて、年長者は味噌っかすの面倒を見て、ケアして あげることをいつの間にか覚えるわけです。ところが、今の 学校教育に縛られている子どもたちは、もう同じ学年の子ど もとしか遊ばない。対人関係自体が均一というか、同じよう な者しかいない状態にわざわざ置いている。それがいじめと か、深刻な問題を生んだのではないかとも思います。

■私・共・公・官

豊福 学校の必要不要論で私の至った核心とは、まさに公 文先生の言われる公と私と共の問題です。僕としては「少な くとも現時点で公教育といわれているものは本当の公教育で はない」という考え方を支持しています。いま公教育と呼ば れているものは、文部科学省、つまり「官」が指示するものを そのままやっているから、実は官教育だと。そこで、公立学 校で質の低い授業しかできない、あるいは学校が荒れることを目のあたりにしたとき、心配した親たちは、自分のお金で私立校に行かせるとか、教材を買って与えるという、「私教育」を始めた。とすれば、官教育と私教育は日本にあるけれど、間をつなぐ公教育はどこへいってしまったのか。仲間をつくったり、関係する人々をどうやってつないだりするか、ということを考えると、まさに官と私の間の部分を大きくクローズアップして考えざるを得ない。だけど今の教育にそれが十分あるとは思えません。

公文 実体的にほとんど意見は違わないですが、僕が言っている公の原理というのは、近代主権国家が中心になってコントロールしていくという原理であり、その立場から見て国民をなるべく平等に生活を良くしたり、知識を増やしたりしていくべきだというものなので、それは豊福さんの言う「官教育」そのものです。とりわけ後進的な国であれば、官が内容から何からすべてモデルを外に求めて、一方的に提供するというのは大いにあり得る。それに対して、「私教育」は、私立学校システム、あるいは塾が典型かもしれない。つまり、親や子のニーズをマーケットで満たそうという話です。第三の原理というのは「共」、自分たちでお金を出し合って施設をつくり、必要なら先生を呼んでくるという考え方です。

実は、明治時代にも先例があります。京都の小学校システムは、町衆が自分たちでお金を出し合ってつくったそうですが、これから考えるのであれば、そういう意味での「共教育」を考えていくのがよさそうです。豊福さんの言葉でいうならそれが「本当の公教育」ですか。まあ、言葉はどちらでもいいと思います*1。

豊福 日本の中で官の力が強かった時代とそうでなかった 時代があるのですが、少なくとも文部科学省がここ数年間や ろうとしてきたことは、学校にある程度自律性をもたせて、 教科によっては、学校が独自でカリキュラムを考えなさいと いっています。

公文先生の言われる共の部分、僕の考える公教育ですが、私というものを単に足し算していっても共にはならない。どういうことかというと、今まで官からあった一方的な押し付けや抑圧が取れて、「学校でいろいろなことをやっていいですよ」という姿勢になったときに、自分のわがままを全部聞

いてもらえるのだと誤解して、親がエゴを丸出しにしても、 学校はそれを無条件に受け入れたり、調整したりするシステムにはなっていない。そこには行政と各私間との深刻な対立 と混乱が起こらざるを得ないでしょう。その先にどうやって コミュニティとしての学校をつくるのか、まだはっきりとは 見えていないと思います。

公文 典型的な「私」の原理に立った教育では――僕は、高等教育はかなりの程度それでもいいと思いますが――まさに一人ひとりのわがままを徹底的に聞いて、それに対して有料でサービスをする。わがままをたくさん言えば高くつく。入学試験などはもってのほかで、料金が払えるかどうかだけです。個別のニーズに合ったものを他より安く提供できるなら、競争ですね。一応のプラットフォーム的なものはあるかもしれないけれど、決まったカリキュラムはあるはずもなくて、一人ひとりのニーズに応じて一番、適切なものを考える立場を貫けば、マーケットが提供する教育としては一つの理想型になると思う。病院と似ていますね。患者が来たときに試験をして治療しやすい患者だけ診る、難病お断りというのは、本来の病院ではないですね。

それとは違う、仮に「コミュニティの原理」と言いなおしておきましょうか。コミュニティを単位としてものごとを考え、進めていく形で、実は学校だけではなくて、健康のシステム、ケアのシステム、保険のシステム、そういうものが考えられると思う。教育学習についても、あるグループが自分たちで目標を考えてシステムをつくるというとはあり得るかもしれない。ただ難しいのは、そのとき子どもの権利をどこまで認めるのか。病気なら当人の判断という言い方ができるけれど、まだほんの小さな子どもに「君はどんな教育を受けたいの」とか「どんな先生につきたいの」と聞いても無理でしょう。大学ぐらいになれば、自分たちで決めなさいという話はできるけれど、小さい子どもたちには難しい。

豊福 一般的な考え方に立てば、義務教育までは保護者が 決めざるを得ない。子どもの場合は自分で判断が十分できな いので、保護監督する役割が保護者にあります。

公文 しかし、いくつまで保護するかは生物学的に決まっているわけではなくて、文化的、社会的、時代的です。

豊福 ずいぶん違いますね。

公文 昔の子どもは小学校に入るころぐらいになると下の子の面倒を見るのが当たり前で、働きに行く子さえいたわけです。コリン・ターンブルの『ブリンジ・ヌガグ』という有名な本があって、アフリカのイク族のコミュニティが崩壊したときに何が起こったかという話を書いてある痛切な本ですが、そこでは3歳か4歳になると親の保護はなくなる。自分で生きていかなければならない。日本でも義務教育は最初、尋常小学校の4年だけでしたか。その上に高等小学校ができて6年になり、さらに9年になった。今は、事実上は高校までの12年と言っていい状態ですか。ですから、義務教育期間中は保護者が決めるという言い方は、かなり留保条件を付けておかないといけないね。

豊福 そうですね。コミュニティということを考えると、 いま学校自体を自由に選んでもいいという話もあるので、コ ミュニティが地域に縛られているという話はおいておきま すが、自分がある程度ここがいいと思った学校に子どもをや れるような状況にある。集まってきた親たちと一緒に話がで きる状態であれば、相互に合意が得られるような教育内容を 実現するのが一番いいわけですね。ただ、子どもにとってそ れが本当に正しいかどうかというのは、ずっとついて回る問 題です。あるコミュニティでは早い時期に自立をうながす方 向があり、別のコミュニティでは年齢が高くても親が面倒を 見るという判断があってもいい。それはコミュニティ次第だ と思います。そこで、それを親が一人で決めるのかというと そうではなくて、自分がもっているバックグラウンドに近い コミュニティを選んで、そのコミュニティのもっているカル チャーに従って子どもの教育方針を決めるのが一番、安心で きるのかなと思います。

公文 それをもう少し突っ込んでいくと、教育だけを切り 離して議論をしてもたぶんだめで、そのコミュニティの価値 観、信仰、育児、健康を守る方法、全部を含めて考えないと、 なかなか答えにはならないだろうという気がします。

豊福 昔ほど簡単ではないと思いますが、いわゆる地縁で 縛られたコミュニティではなくて、社会契約的な集団にい ろいろなレイヤでかかわっていて、それで一つの生活が成り 立っているということを考えると……。

公文 そこでの生活は一種のトータルシステムのようなものであって、教育の面だけ、医療の面だけ切り離して選ぶわけにはいかないのではないか。他の面がすべてリバタリアンな集団が、教育に対してだけスパルタ式というのは考えにくい。

豊福 宗教はわかりやすい例ですが、宗教団体が学校をつくるという仕掛けはありますね。それに則って自分が納得したことをやるのは、一種のトータルシステムだと思います。

■ 新しい学校の可能性

豊福 ただコミュニティを中心にした教育のシステムというのは、ある程度、可能性としては見えるのですが、これが本当に今後も生き残るかどうかは全くわからない。少なくとも表面的には揺れ戻しの徴候が強く出ていますし、どっちに転んでいくのか、僕自身判断がつかないところです。

ただ、揺れ戻しとはいっても、元どおり指導要領を強化して全国一律のカリキュラムを学校がやるようになるのかというと、それも信じられない。ではどこに行ってしまうのか。収まりどころとして、保護者が学校に対してある程度ものを言うシステムは確実に残っていくだろう。ただそれが、さきほどの個人の私教育の塊でエゴの言い争いになるのか、きちんとコミュニティを意識したものになるかというのはわからない。共の部分を意図的に拡大していく、先の展望として見据えるうえで何が必要なのか、僕にはまだよく見えていないのですが、教育に限らず、共のシステムを支援していくうえで、どういうものがキーになっていくのでしょうか。

公文 消極的なほうから言うと、自分たちで合意してこういう学校をつくろうと決めたら、つくってもいいと既存の国や自治体が認めるかどうか。産業社会だと、経済活動については、何をつくってどこでいくらで売りたいといった意思決定は、個人や企業が自由にしていい。国は、高すぎるから安くしろなどといった介入は、原則的にはしない。自由にしていいということを規則として決めてある。しかし、教育につ

いてはまだそうなっていない。ただし、一つの方向性として NPOのような制度が、法律としてはできている。NPOのよ うな枠組みであれば、今は届出をする程度で認可されるわけ です。しかし、学校をNPOとしてつくっていいかというと、 今はまだできないでしょう。

豊福 最近コミュニティスクールが話題になっています。 有志が集まって学校をつくることに対して、自治体がチャー ターを与える、契約関係を結ぶという。アメリカではすでに その試みが進んでいるのですが、日本ではまだ試みの段階で す。

公文 日本でも、法律的には可能ですか。

豊福 行政改革特区構想で、株式会社立やNPO立の学校を認める方針が打ち出され、一部に動きがありますが、まだ 実現にはハードルが高い状況です。

少なくとも産業主義の大前提であった、均一性とか労働力の保障というレベルの議論からシフトしていると考えれば、 文部科学省はむしろ住民サイドに任せるべきだという議論が 出てきてもおかしくないと思います。だた、そこまで議論が 成熟しているのかどうか。まず消極的には、国がその権利を 委譲するかどうかですね。

公文 まず、絶対的に「正しい」教育法や育児法、健康法というものはないということを、われわれは知らなくてはならない。人間がこれまでやってきていることは、そういう意味での無知の中での試行錯誤の繰り返しにすぎない。だからこそ、うるさく規制するのはやめて、当人たちに下駄を預けようという考え方もあり得る。しかし預けられたほうも、何がいいことなのか自信をもって言えるのかどうか。

豊福 そうですね。しかも、自分たちには実は問題解決する能力もないのかもしれない。これはホームページで読んだ話ですが、アメリカに駐在している人が現地の学校に子どもを行かせようとしたら、親の学校へのかかわり方が尋常でないほど密接であることを知って愕然としたと。日本では預けておけば、勝手にやってくれるものだと思っていたのに、アメリカでは親が教育活動に参加して初めて学校が成り立つの

だという意識があって、日本にいるような態度でいると、お前は教育を放棄しているのかと言われる。たぶん、この一大転機がどこかで起きるのでしょう。国に任せておけないなら自分たちで考えるしかないが、わが子のための負担を自分で背負えるのかということですね。

公文 あるいはそれがいやなら、もう一度任せるから、も う少し違うようにやってくれということを、行政に対して要 求するか、どちらかですね。

二重に難しいのは、少なくとも戦争に負けて占領された後では、ある程度それに近い状態が生まれていたわけです。占領軍の指導であったかもしれないけれど、PTAをつくって、親、地域は学校に入って、相談して一緒に決めなさいということでした。それがいつの間にか、時の文部省がだんだん元へ戻そうとしたのか、親のほうがやはりそのほうが面倒くさくないと思ったのか、軍国主義教育は困るけれど、ちゃんと進学できるように成績がよくなるのだったら任せるということになった。その意味では今度が初めてではない。明治時代にもそれに近いことがあったかもしれない。だから今度こういう状況が初めてできたから、出てきた以上きっとうまくいくとは簡単に言えない。

僕が「智のゲーム」とか、「自前主義」という言葉で言おうとしていることですが、「さぁ、みなさん、一緒に集まって考えましょう」といってもできるわけがない。集まりもしないかもしれない。そうではなくて、誰か個人なり比較的少数のグループがかなり強い信念をもって、「こういうやり方があると思います。これはきっといいですよ。やりませんか」と呼びかけて説得して、仲間を集めて動く。似たようなグループがいくつかできて、ある種の競争をするようになれば、どちらに入るかを選択することもできる。これが智のゲーム状況であって、智業集団の従事する活動の一つとして、非常にチャレンジングではあるけれど、教育が考えられるということでしょう。

(2004年1月13日GLOCOMにて収録)

¹ 公文付記:以上の区別とは別に、いってみれば、「官」、「私」、「共」の三種の主体それぞれに対して、自分のことだけに関心をもつのではなく広く「全体社会」というが「世界」に目を向けていくべきだという思想的な立場を「公」と呼ぶ呼び方もありうると思いますが、これはここでの文脈とは違ってきます。

第1回全日本小学校ホームページ大賞の背景

── 前代未聞のコンテストはいかに企画されたか ──

豊福晋平 (GLOCOM主任研究員)

「地道に頑張っている学校にエールを贈りたい」。 そんな素 朴な思いがきっかけとなって、これまでにないコンテストが 実現した。

2003年、国際大学GLOCOMは株式会社損害保険ジャパンが事務局をつとめる全日本小学校ホームページ大賞*1(通称: J-KIDS大賞。実行委員長は村井純慶應義塾大学教授)に協力することとなった。筆者は立案段階からこの企画にかかわった経緯から、数回にわたってその背景と全容、展望について述べることにしたい。初回は、筆者が教育情報化の課題に取り組みながら、なぜこのコンテストを発案するに至ったのかという背景についてふれる。

■ 官教育·公教育·私教育

戦後数十年継続されてきた日本の公教育制度は、形式的にはアメリカ公教育のコピーである。アメリカにおける教育とは住民サービスのひとつであり、コミュニティの意思決定に沿う運営がなされるべく、学校区(school district)に教育委員会(school board)が設けられ、予算・人事から教育内容に至る相当の権限が与えられる。しかし、文部省(当時)は、敗戦後の数年を除けば、時代の要請によって中央集権体制を強化したために、自治体教育委員会や学校管理職には自律的意思決定を行う余地がほとんどない(公立小中学校校長に人事権はない)。アメリカにおける「公」をコミュニティで自律的に形成されるルールであり、それを実現する教育を「公教育」と考えるなら、日本の教育にはその要素がほとんど存在しないことから、きわめて厳密に規定された「官教育」といえる。

産業主義社会に裏打ちされた官教育の中央集権体制は、一方では、優秀な人材を育成抜擢するため、緻密な学習指導要領による全国的なクオリティコントロールを可能にしたが、逆に、学校運営や教育内容に関する保護者・学習者・地域からのフィードバック要素が切り捨てられたことで、組織の硬直・超然化や現実世界と学校知との乖離が深刻化し、責任所在が文部省(当時)にあるのか自治体にあるのかも不明確になった。大都市圏では、公立学校のサービス品質低下が現実

的な問題となっている。そもそも学校教育は国民の税金で賄われているというのに、学校側は世間から批判の集中砲火を浴びて頑なになる一方で、保護者の側は教育制度を「私事化」という手段(私立学校や塾・受験予備校に行かせること)で回避補完しようとしている。これでは到底建設的な問題解決とは言えない。

しかし、ここ数年で文部科学省側の態度にも変化が見られる。それは中央官庁から地方自治体への権限委譲方針に則った学校自律性の強化である。たとえば、学習指導要領はトータルな内容規制からミニマムの保障へと変化し、総合的な学習の時間では各学校で児童生徒や地域社会の現状に即したカリキュラムが学校ごとに組まれることになっている。指導要領の規定する学習内容は2割削減されたが、自治体教育委員会や学校の裁量で授業内容が決定できるようになった。東京都品川区を皮切りに学校自由選択制を採用する自治体が増えている。これらの動きは、日本が産業社会の成熟期にあって、すべてを一律にコントロールする方法を事実上放棄し、新たな時代の到来を見越して、細かな住民ニーズに合わせた意思決定と教育内容をサービスに反映させることを意図していると言えよう。

では、学校が一方的な存在から、保護者や児童生徒の働きかけに応える存在へと変化したとき、はたしてどのような結果を生むのであろうか。ひとつ大きな不安がある。そもそも、戦後世代のわれわれには「公」を自ら支え、ルールを自律的に維持管理するという発想が希薄である。そんな世代が公教育を実現することは本当に可能なのだろうか。

官教育の影響はかなり強力である。多少の皮肉を込めて言えば、世間一般では、1)公教育は全国一律であり、2)学校によって一方的に提供されるものと認識され、3)教育内容はすべて学習指導要領によって規定されており、4)これを教え込むことが学校の役割である、と思われているが、本当に公を主体とした教育であればそうはいかない。

たとえば、昨今過熱気味の学力低下議論を考えてみればよい。そもそも学力低下と指導要領との因果関係はそれほど強

いものではないのに、新しい学習指導要領の文言がいちいち大騒ぎになるのは、3)が暗黙の前提になっているからである。冷静に考えてみれば、学校では機械が教えるわけでもないのに、ガイドラインの書き方一つで全国の成績が上下するというのは相当マンガチックである。これは塾業界が保護者の不安を煽るために作った作為的シナリオであるのに、学校の持つ無機質で貧困なイメージと潜在的不信感が過剰に焚きつけられたことで、世間の格好のバッシング材料となってしまったのである。

先の前提の1)~3)が幻想に過ぎず、4)は学校の役割の一部に過ぎないことは、多少なりとも教育現場にかかわれば容易に知り得ることである。現実には、1)に関していえば、教育程度や施設設備面でも著しい地域差学校差が存在する*2のであり、4)についていえば、学校は情報伝達以上に地域社会や対人関係をつなぐ社会的ノードとなっているのであり、それゆえ2)では、良い教育を実践するために多くの人の手と意志を必要としている。実際には、学校という閉ざされた環境のなかで、世間の批判と上からの押し付けに窮しつつも、現場の人々の手仕事によって教育は地道に支えられている。保護者の意図が反映された「良い教育」を実現するためには、私立学校のように高い対価を支払うか、あるいは自らが積極的にかかわって汗をかくか、という違いはあるにせよ、多くの人がかかわらねば成し得ないシステムの性質は変わっていない。

もし、われわれが「官教育」の呪縛から逃れられなければ、 自治体や学校の側がミニ「官教育」となるか、あるいは「私教 育」のわがままを互いに学校に押し付け合うことで、以前に も増してストレスを抱えることになるだろう。学校を取り巻 くコミュニティに本当に「公」を形成することができるかどう かは、今のところ誰にもわからない。

■ 公教育に必要とされる情報化は

公教育実現のためには、学校教育の情報化アプローチは従来とは何が異なるだろうか。

学校教育に適用される情報化モデルは、古くからある教 科書や掛図の役割となんら変わりがない。最近、企業では個 別学習を実現する e-learning が流行だが、学校現場ではい たって不人気である。企業にとって e-learning は学習効率 化のための魔法の杖だが、学校では黒板とチョークで教える ためのリソースがあらかじめ予約されているために、頑張っ て学習を合理化する必要がない。これは統制経済下で正常な フィードバックが機能しない市場によく似ている。

文部科学省の先導で、目に付きやすい授業実践の情報化にばかりコストがかけられたため、学校では立派なPC教室が整備されているのに、メールアドレスを割り当てられている教員は3割にも満たず*3、仕事で用いるパソコンの大半は個人の持ち込み、という実に歪んだ環境となっている。目玉のPC教室とて、週に1度教室の割り当てが回ってくる程度だから、家庭のIT環境は学校の水準をはるかに追い越してしまった。時代を先取りする夢のようなインテリジェントスクール構想は単なる絵に描いた餅となり、学校ではせいぜい全体の底上げをする程度の役割しか期待できない。

しかしだからといって、学校の情報化には意味がないとするのは少々結論を急ぎすぎである。学校を不活性非合理にしている条件が除かれれば、当然状況が変化する可能性はある。 鍵は先にあげた学校自律性の強化と「公教育」の実現にある。 学校選択やカリキュラムの自由化、人モノ金にかかわる決裁権の拡大とともに、学校側が責任を持つ体制となることで、他校との競争関係からカリキュラムやリソースに関する選択と集中が起こる。保護者は自らの意志を反映させ、教育活動を充実させるために、学校に対してより密接なかかわりが求められるだろう。

とすれば、公教育を実現するために「授業実践」以外に「校務」や「広報」に対しても、情報化を適用強化するべきだというのが筆者の主張である。とくに広報の意味合いは、私立学校でのプロモーションよりは行政のアカウンタビリティに近い。これまでの学校に付きまとう閉鎖的イメージを打破し、地域社会や保護者と学校側が建設的な学校運営議論を行うには、まず、学校教育活動に関する透明性を確保し、周囲の共通認識を形成する必要がある。情報化によって安価・効率的・非同期の配信メディアが入手できるため、公のコンセンサスを得ることは以前に比べれば格段にたやすくなっている。

学校ホームページはその最有力候補である。ホームページはすでに全国公立校の58.3%に普及しているものの、すでに技術的な目新しさはなく、物好きの先生が趣味で運用しているだけ、と周囲から冷やかに見られることもしばしばである。だが、学校を取り巻くコミュニティの性質が変われば、その

社会的意義は著しく重要なものとなりうる。ホームページは 情報の速報性蓄積性に優れており、加えてオンデマンド型で あることから、在校生や保護者以外でも、たとえば元在勤者 や卒業生、あるいは近隣の人々など、関心のあるユーザーに は確実に応えることが可能なメディアである。紙媒体のよう に配布コストを気にしたり、配布範囲を限定する必要もない。 一度は忘れられた学校ホームページを、誰にでもわかりやす い形で盛り上げることができれば、学校コミュニティの活性 化にも大きな影響を与えることができるだろう。筆者が学校 ホームページのコンテストを思いついたのは、そのようなこ とが背景となっている。

■ J-KIDS大賞の目指すもの

J-KIDS大賞は一見風変わりなコンテストである。最も特徴的なのは、学校教育中心ではなく、むしろユーザー側の視点から組み立てられるという点である。ふつう教育向け企画は、作文や絵画など児童生徒個人を対象としたもの、授業実践や教材など教員を対象としたもの、教育活動やプロジェクトなど学校を対象としたものがあるが、いずれもメリットを享受できるのはごく少数の受賞個人か学校に限られる。選考はもっぱら業界関係者と専門家が行い、選考基準も明確に示されることはまずない。加えて、これら企画の一部は、文部科学省等が設定する各種研究プロジェクトとも関連があり、成果のひとつとしてもらうべくして受賞するケースも珍しくない。これでは大半の人にとっては意味がない。

われわれが大賞企画を練るにあたっては、ホームページ ユーザーを含む学校コミュニティが直接メリットを得られる ように、三つのコンセプトを最初にあげた。

1点目は、応募を前提とせず全数悉皆調査を行うことである。われわれはこれを「勝手選考」と呼んでいる。学校ホームページはネットで公開されているので、わざわざ募集する必要がない(決して選考は簡単ではないが)。学校ホームページの目的は学校コミュニティに対する情報提供だから、コンテストのお題に合わせてページを作らせるのは本末転倒だし、現場に余計な負担をかけるのはわれわれの意図に反するからである。

2点目は、ユーザーが直接触れて評価可能な項目を客観的 に記述し、これを選考後速やかにオープンにすることである。 項目中にはホームページが備えるべき基本条件、教育活動記録、保護者地域連携、デザイン・機能などが含まれる。また、教員個人が孤軍奮闘して作るというよりは、むしろさまざまな人がかかわることを前提にしており、コミュニティの参加と協調がなされているケースのほうが得点を伸ばしやすい構成となっている。各都道府県の代表校は単純評点加算によるランキングで決定し、同時に評価項目と分布状況を情報開示する。

3点目は、できるだけ多くの学校を表彰するということである。これは村井純委員長の当初からの意向でもある。賞金や賞品といった副賞よりは、むしろ受賞のステータスが学校側にとってメリットとなり、学校外から活動が認められた事実を示す良い機会になるからである。今回の場合、各都道府県+特殊教育諸学校+在外日本人学校の49カテゴリで、それぞれ代表校1校、優秀賞9校を選出することで計490校、全国小学校ホームページの約4%に賞を出す計算となる。

これらの仕掛けを用いて学校選考を行うことで、応募型コンテストでは得られない、地道に良い活動を積み重ねている学校を発見し、その実績を世に明らかにすることができる。また、意欲を持って学校ホームページに取り組む人々に、ひとつのモデルと自己評価によるフィードバックの機会を提供し、その工夫と努力が学校コミュニティ全体の活性化につながることを最終的なねらいに置いた。これは、より多面的な学校評価のためにも必要な指標となるであろう。

^{*1} 第1回全日本小学校ホームページ大賞ホームページ <http://www.j-kids.org/>

^{*2} 豊福晋平[2002] 「統計情報からみる学校情報化の現状」、情報処理学会研究報告「電子 化知的財産・社会基盤」 No.018

^{*3} 文部科学省[2003] 『学校における情報教育の実態等に関する調査結果』によると、教員全員へのメールアドレス付与は平成15年3月31日現在で22.7%

情報技術における政策形成のあり方

----- IT政策にユーザーはどう関与すべきか -----

十屋大洋 (GLOCOM主任研究員) ●インタビュアー/庄司昌彦(GLOCOM研究員)

庄司 前回に引き続き、土屋さんにお話をうかがいます。前回は、周波数政策について韓国・アメリカ・日本の企業や技術者やユーザーがどのような議論をし、どのように行動しているのか、という話をしていただきました。今回はその議論も踏まえながら、情報技術にかかわる政策形成のあり方についてうかがいたいと思います。

私は、情報社会にとって重要な政策というのは、ほとんどすべてが新しい分野ということになりますから、必然的に今まで政策形成過程にかかわっていなかった人たちが参加していくことになると考えています。しかし、土屋さんは『ネット・ポリティックス』(岩波書店、2003年)で、インターネットコミュニティにはまだそれほど政治的・社会的な力がないと書いています。まずはこのことから話していただけますか。

■ アメリカのネットコミュニティの政治力

私が最初にインターネットコミュニティに興味を持っ たのは、アメリカで通信品位法(CDA)が成立した1996年です。 この法律はインターネットのポルノを規制しようというもので したが、ポルノとは全然関係のないサイトの人たちまで、ホー ムページの背景を真っ黒にしたり、ブルーリボンを掲げてネッ ト上の言論の自由の侵害に反対するという声明を出したりして いました。私はこのようにインターネットで政治的な活動をす ることで影響力を持てるのかということが、非常に興味深いと 思いました。そこで調べてみると、結局、彼らはオンラインの 活動だけで政治を変えることはできなかった。つまり、法案そ のものの成立を阻止することはできなかったし、その後で取り 消しをさせることもできなかった。結局、裁判に訴えて、最高 裁でこれが言論の自由を侵害するのだということを証明して、 違憲判決を勝ち取らなければならなかった。つまりインター ネットの世界の中だけでは、政治は完結できなかったわけです。 現実の世界に行って政治的な圧力を行使しない限り、何も変え られないということが明らかになってしまいました。

同じようなことが暗号問題でもありました。インターネット コミュニティは、自分たちのプライバシーを守るために暗号規 制に反対するということを主張してきたわけですが、アメリカ 政府はテロリストや犯罪者に暗号が使われる危険性を訴えて、 強い規制を出そうとしたわけです。このケースでは、インター ネットコミュニティも政治に対する圧力のかけ方がわかってき ていたので、結局クリントン政権は強い暗号規制をあきらめざ るを得ませんでした。たとえばフィル・ジマーマンは、自作の PGP(Pretty Good Privacy)という暗号ソフトウェアをイン ターネットでばらまき、そのソースコードをすべて本に載せて 出版してしまいました。アメリカ政府は暗号製品の輸出を規制 していたわけですが、表現の自由で守られた出版物の規制はと ても難しく、まして、その本を出版したMIT出版はプレステー ジの高い出版社ですから、相手にすれば大変な騒ぎになるリス クがありました。また、ネットスケープのようなソフトウェア 会社と共同戦線を張りながら、議会公聴会で暗号規制反対を積 極的に訴えることもしました。自分たちのメール新聞の読者に は、地元の議員にファクスを送るよう文案付きで呼びかけまし た。議員たちは自分の選挙区の有権者から100通ファクスが届 けば、無視するわけにはいきません。特にマイクロソフトを抱 えるワシントン州や、シリコンバレーを有するカリフォルニア 州の議員の働きが目立ったように思います。

さらに同じような構図の話が、9.11以降セキュリティの話で起きてきています。テロリストたちがインターネットを活用していたということから、アメリカではインターネットに対する通信傍受を容易にする法律ができました。パトリオット法と呼ばれる、たくさんの問題を抱えている法律ですが、その一部に通信傍受を容易にする条項があります。インターネットコミュニティは結局、その法律の成立を阻止できませんでした。9.11という非常事態ですから、この法律が成立したのはある程度やむを得ないことではあるのですが、それをCDAのときと同じように裁判所に持っていって違憲判決を勝ち取ろうという動きにはなっていない。自分たちにとって重要な利益を侵害する問題ではあるのだけれど、変えることができていないわけです。オフィシャルには、パトリオット法に違憲的な要素を見出すことができないというのが言い分です。

しかし、ワシントンで政治にかかわっている人たちに聞いて みると、インターネットコミュニティはまだ圧力の行使の仕方 を十分にわかっていないし、ユーザーが政治的献金を出す状況 にもなっていない。たとえば著作権の延長問題では、大手のコンテンツホルダーがたくさんのロビー資金をつぎ込んで政治を動かそうとしていますが、ユーザー一人ひとりの力を合わせてもまだそういうことができていないということです。

庄司 それは少し残念です。ユーザーたちは、どのようなア プローチで政策形成にかかわろうとしているのでしょうか。も う少し詳しく教えてください。

土屋 アメリカ出張のときに興味深かったのは、西海 岸のサンフランシスコにあるEFF(Electronic Frontier Foundation:電子フロンティア財団)という団体を訪問して、 CDT (Center for Democracy and Technology)という別の 団体について話したことです。EFFもCDTも、サイバースペー スにおける価値擁護のための活動をしている弁護士集団で、主 にアメリカ憲法修正第1条(言論の自由)と修正第4条(プライバ シー)に与えるインターネット規制の影響について問題提起す るとともに、実際の訴訟にも関与しています。私から見れば この二つは全く同じような活動をしているのですが、しかし、 EFFから見るとCDTは「インサイドベルトウェイだ」と言うわ けです。ベルトウェイというのは、ワシントンD.C.を囲んでい る環状線、高速道路のことです。そこの内と外というのは比喩 的に使われる言葉で、ベルトウェイの内にいる人というのはワ シントン政治の意味をわかっている人ということです。EFF はワシントンにもオフィスがありますが、本拠地はサンフラ ンシスコに置いていて、ベイエリアのマインドを持ちながら政 治に対して発言をしている。それはベルトウェイのアウトサイ ダーであるということを、ある程度意識しているわけです。で もCDTはワシントンの真ん中のホワイトハウスの近くにあっ て、ワシントン政治のルールに則りながら政治を変えようとし ている。そういう面で違うアプローチが出てきている。昔なが らのネットコミュニティの意識に近いのは、たぶんEFFのほ うですが、「それじゃ変えられないよ」と言っているのがCDT です。いくつか違う問題意識の団体が出てきたということが、 ある程度政治的な成熟を示しているとは思います。でもまだ、 それほど影響力は大きくない。

■ 韓国のネットコミュニティの盛り上がり方

庄司 これまでの経験を踏まえて政策形成過程に対するス

タンスやアプローチに違いが出てきている、というのは興味深いですね。ただ、どちらも正攻法というか、説得力で勝負しようとしている、という意味では似ていると思います。それに対して思い浮かぶのが韓国です。韓国のネットコミュニティは、/ 虚武鉉大統領を誕生させたといわれるように、ある種、動物的、お祭り的というか、ワッと盛り上がって大統領を誕生させてしまうような力を持っています。おそらく、EFFやCDTのように論理を積み重ねて政治的な活動をしているのではなくて、どっちが自分たちにとって利益になるかという短期的な利害で盛り上がっている。彼らが力を発揮したのは投票行動であってお金とは関係ないわけですが、ネットコミュニティが政策形成にかかわる方法の一つとなる可能性を感じます。韓国のネットコミュニティと政策論との関係についてはどうお考えですか?

土屋 韓国で最初にネットと政治の話が結びついたのは、落 選運動だと思います。2000年の総選挙のときですが、いい候 補者が誰かはわからないので、誰に投票しては「いけないか」を はっきりさせようと、掲示板などに候補者の過去の経歴、犯罪 歴、脱税歴などをずらっと載せた。プライバシーの侵害もはな はだしかったわけですが(笑)。私はこれを組織した人に会った ことがあります。彼はあるソフトウェア会社の社長でしたが、 決して候補者に対する嫌がらせが目的ではなくて、経済危機と 通貨危機の後に、韓国政治をよくしたいという気持ちが非常に 強かったために、それをやったと言っていました。ただ、もの すごく政治的な圧力を感じたようで、最初は韓国国内に置いて いたサーバーをアメリカに移して、ホスティングをしながら続 けたそうです。彼は私には会ってくれましたが、韓国のメディ アには顔を出さないそうです。それぐらい命懸けというか、自 分の生活を危険にさらしてまで活動するほど、ネットに期待す るところが大きいようです。

そして2002年の大統領選挙で、ネットでワッと盛り上がって盧武鉉を支持したということが起きました。もともと386世代(30歳代で、80年代に大学に学んだ60年代生まれ)といわれる人たちがいて、彼らとその下のX世代とかネット世代といわれる人たちががんばって投票させたわけです。それは、ハワード・ラインゴールドのいう「スマートモブズ」とも非常に近い話で、創発的な運動がワッと盛り上がって一人の政治家を支持したということがあったのだと思います。ラインゴールドもそれを非常に評価はしていた。ただ結果を見ると、それは大失敗に終わっていて、盧武鉉を大統領にしたネットを使っていた世代

が、いま一番失業率が高い。そうなることがわかっていたら、 ああいうことはしなかったでしょうね。でもあの時は、勢いに 流されて創発的に予測のつかない事態が起きてしまった。ネットの怖さというのは、一気に運動が広まってしまうことにあり ます。

もう一つ、韓国で特殊なのは「パリパリ文化」という――パリパリというのは「クイック、クイック」ということですが――すべてに早く結果を求める気質があって、それがネットとうまく結びついています。彼らはやはりブロードバンドが欲しい。われわれが思う以上に欲しいと思っていて、それが普及の要因にもなっています。

庄司 韓国にはアメリカのEFFやCDTのように、技術に立脚して制度を提案したり政治にアプローチする人たちはいるのでしょうか。また、日本ではどうでしょうか。

土屋 それはとてもいいポイントだと思います。韓国で日韓の政治制度を研究している人に教えてもらったのが、日本は審議会を多用しすぎるということです。テクノロジストが日本の政策形成過程のどこにいるかというと、一つは役所の中にノンキャリアとしている。もう一つは役所の下の審議会、研究会の中にたくさんいるわけです。そこで日本の政策形成過程を見てみると、政策はまず研究会、審議会に投げられて、そこで議論が練られ、審議会の答申となって総務省などに上がって法案化するという形が通常です。このとき外部の知恵が多少は入っているのだけれど、テクノロジスト優位になっています。特に技術が難解になるほどその傾向が強まります。

韓国の場合は、電波行政を含めた通信行政一般に関して、外部の審議会は全くありません。代わりに役所自体がシンクタンクを持っています。情報通信部の下に二つ研究所があって、一つはETRI(Electronics and Telecommunications Research Institute)という、新しい3G携帯電話にはこういう技術がいいというような技術的な研究をするところです。もう一つはKISDI(Korea Information Society Development Institute)というところで、主に経済学的なアプローチで通信政策を研究しています。何か新しい法律改正をするときには、韓国では情報通信部がその二つの研究所にリクエストを出し、そこがプロジェクトベースで研究して案を返すという、非常に閉じられたループになっています。韓国は上意下達の国ですから、情報通信部がこうやりますと言うと、民間はそれに従うと

いう文化があります。

日本では、審議会でなんとなくの情報交換をやっていますが、審議会のメンバーはほぼ固定されています。特に電波に関しては、無数の研究会、ワーキンググループがあって、その実態を把握するために全部洗い出してみると、延べ100人ぐらいが参加しています。そのうち何人かは重複していて、過剰なまでの集中度です。他にはどう考えても電波はわかっていないだろうという人たちが名を連ねていたりします。

このように、偏った人たちの意見を吸い上げて作られているのが電波政策です。日韓でそれぞれやり方は違いますが、テクノロジストが仕切っているところは共通しています。電波政策は、いわゆる事務系・文系といわれる役所の人たちには理解が難しいこともあり、今までのシステムの中で居心地がいい技術系の人たちに左右されがちだといえます。

■ コードやアーキテクチャの標準化と ネットコミュニティ

庄司 前回のインタビューで、韓国で電波政策について質問すると、多くの専門家が「それはITU(国際電気通信連合)で決めています」と答えるという話がありましたが、とりわけIT政策ではコードやアーキテクチャといった部分が政策に影響を与えることも多く、技術的なスタンダードの形成にも目を向ける必要があると思います。国際的な標準化機関で実際に活動している主体の多くは企業ですから、ユーザーの望む通りになるとは限りませんし、交渉には時間がかかりますが、標準はいったん決まれば非常に影響力が強い。たとえば、無線周波数やデバイスの国際的な標準化についてはどのようにお考えですか。

土屋 今みんなが一番使いたいのは、グローバルに使える携帯電話だと思います。一応、そのためにITUで決めた3G向けの予約スペースというのがあります。しかし、3Gの普及度は各国で違いますから、そこがうまく使われない可能性もあります。日本のように3Gが普及してある程度使われている国もありますが、ほぼ永遠に使われないまま4Gないし別の技術に行ってしまう国もあるかもしれません。そういう意味では、ITUレベルで基本的な割り当てを決めるのは必要だと思いますが、使い方まではあまり標準化しないほうがいいでしょう。

ITUというのは150年ぐらい続いている伝統のある組織で、 政府がそれぞれの国を代表して国際的な交渉をする場です。そ ういうところに、たとえばWi-Fiをやっている人たちが入っていって影響力を行使するというのは難しい。

それとは違うところから出てきている技術がインターネットです。Wi-Fiの後ろでやっているのがIEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers)ですし、インターネットの技術標準についてはIETF(Internet Engineering Task Force)がある。そういう国際機関どうしの協調が見えてこないとだめだと思います。うまく協調が図られないと、消費者やベンダーはどの技術を使っていいのかわからなくなる。もちろん、何か一つの技術に決めてそれを押しつけるということではなくて、いくつかの技術が競合していてもいいと思います。しかし、それぞれ排他的な使われ方がされるようになってはいけないと思います。ネットスケープとエクスプローラの間のブラウザー戦争が激しかったころは、それぞれが勝手な技術拡張をしてしまったために、ユーザーが使っているブラウザーによってウェブページの見え方が違うということが起きました。お互いの技術をオープンにしておくことは必要でしょう。

最近、TCP/IP批判論というのも出てきています。今まで、インターネットはTCP/IPというベーシックな標準があり、その上で営利・非営利の人たちがオープンにイノベーションができたからよかったと言われていた。けれどある人たちは、TCP/IPだから実現できないこともあるじゃないかと言うわけです。たとえばTCP/IPに依存しているゆえに、スパムやウイルスが出てきた。道路を作るための技術としてTCP/IPがあったとしても、空中を走るためのルールとしてTCP/IPがいいかどうかはわからないという言い方です。もっといえば、TCP/IPと並ぶ形でオープンな標準がまた出てきてもいい。そこを許すぐらいの度量がないとインターネットは止まるのではないかという人もいます。無線は、ある意味そこに問題を突きつけはじめているのではないかという気がします。オープンな標準を作ることに私は賛成ですが、古い標準にそのまましがみつくことがいいかどうかはわからない。

GLOCOMが参加しているWSIS(World Summit on the Information Society)の中では、インターネットの規制主体をITUに戻そうという話をしています。当初ITUはインターネットの存在を無視しており、インターネット側もITUに頼らなかったために、両者の間には関係が生じませんでした。しかしVoIP(Voice over IP)が象徴的なように、インターネット技術が伝統的な電気通信にも大きな影響を与えるようになって、ITUとその背後にいる各国政府(特に発展途上国の政府)

はインターネットを政府の管理下に置きたいと思っているようです。インターネットコミュニティの側は、政府がドミネイトするITUに持っていかれたくない。だから、協調しなければならないことはみんなわかっているけれど、協調したくないという気持ちもあって、そこが悩ましいところです。標準化には、いいときと悪いときがあると思います。

庄司 インターネットコミュニティの意向を反映して標準化を進める場合と、ITUのような組織で政府が標準化を進める場合では、どちらがいいというわけではないが、それぞれメリット、デメリットがあるということが、よくわかりました。また、いずれにしても標準化は基本的な部分にとどめてなるべくオープンにした方がいいというのが、土屋さんのお考えですね。

■ 今までの産業政策とは違うモデル

庄司 ここまで、いろいろな角度から情報技術にかかわる政 策形成についてお話をうかがってきました。土屋さんは、情報 技術に関する政策には、この分野なりの特徴があるとお考えで すか?

土屋 最近、日米韓を見て思うのですが、今までの産業政策では、アメリカが一番進んでいて、それを日本が追いかけて、さらにそれを韓国が追いかけるというパターンが多かった。自動車にしろ、半導体にしろ、そういう形をとってきたわけです。ところが、情報通信の世界ではそれが効かなくなっています。

今までのやり方を仮に emulation model、模倣していくモデルだとしたら、情報通信の世界は forward looking model だと思います。つまり、「前を向いて何か違うことをやる」ということです。たとえば、韓国は日本より先にブロードバンド化をしました。その過程において、「日本はあてにならない。日本をまねしても意味がない」とはっきり言った。「日本はISDN(Integrated Services Digital Network)やFTTH(Fiber To The Home)にこだわっているから全然だめだ。韓国は違うモデルを採用しよう」とADSL(Asymmetrical Digital Subscriber Line)に行って成功した。日本はそれを見て、「やはりブロードバンドは非常に重要だ」と言いはじめたわけですが、そこで韓国のまねをしたわけではなくて、e-Japanという野心的なプランを立てて、ADSLの8Mbpsどころではない、30~100Mbpsという当時としてはばかげた目

標を設定した。それで現実に、韓国ではほとんど普及していないFTTHも普及しはじめている。 i モードという世界的にもまれなものもやったわけです。逆にアメリカで「韓国や日本がこれだけ進んでいる。i モードをやっているじゃないか」と言ってまねをしようとしても、できていない。ITの世界では、他国でやっていることをまねしようとしてもだめで、何か別の自分たちの国にあったものを見つけるという戦略、モデルでないと、動かないのではないでしょうか。

ただしforward looking model といっても、early adopter 効果とlate comer 効果の二つが考えられると思っています。たとえば、アメリカでWi-Fiが普及したから日本でも入れてみましょうというように、前を見ながらも隣を見て、隣で成功していることをそのまま入れてみれば late comer 効果はあるでしょう。けれど、やはり重要なのは early adopter効果で、まだ海のものとも山のものともわからない技術に投資してみる、ビジネスをやってみるということが重要だと思います。日本はもしかしたら3Gで失敗するかもしれないと思っていたわけですが、案外、普及しはじめていて、自分たちの国にあったものを見つけた例として成功できる可能性があります。無線というのも大きな未開拓地ですから、うまい政策を立てられれば新しい突破口が開けるのではないかという気がしています。

庄司 無線政策だけではなく、さまざまな情報政策の動向を 見ていくうえで非常に参考になるお話だったと思います。大変 内容の濃いお話をしていただき、ありがとうございました。

(2003年10月9日GLOCOMにて収録)

米国電気通信における 地域競争政策の見直しについて

講師: 栗澤哲夫(GLOCOM主任研究員)

2003年11月26日のIECP研究会にて筆者が行った「米国電気通信における地域競争政策の見直しについて」の発表の概要は次のとおりである。

■ 梗概

米国連邦通信委員会(FCC)は、2003年8月21日、アンバンドルされたネットワーク要素(UNE: Unbundled Network Element)に係る規則の3年ごとの見直しに関する命令・規則を公表した。

今回の命令・規則は、1999年にFCCが約束したUNEに係る規則の3年ごとの見直し結果であると同時に、2002年5月の連邦控訴裁判所によるUNEに係る規則の差戻し判決に対する回答でもある。今回の命令・規則は、設備ベースの競争を促進する方向で従来の規制を大幅に緩和するものである。すなわち、音声市内通信の競争促進手段としてのUNE Platform (UNE-P)のアンバンドル義務を企業向けに関しては原則廃止し、ブロードバンドに関しては、家庭用光ファイバのアンバンドル義務や、ADSLのための回線共用義務を原則廃止するものである。

またFCCは、2003年9月15日、UNEの料金設定原則である長期増分費用(TELRIC: Total Element Long-Run Incremental Cost)方式の見直しに関する規則制定提案告示を公表した。長期増分費用方式に関しては、UNEの料金を決定するため前向きの経済的コストを用いる方法を使用するというFCCの1996年の決定を再確認した。そのうえで、長期増分費用ルールは、前向きの経済的コストを算定する際に、既存事業者のネットワークのルーティングと接続形態の現実の世界の特質をもっと反映すべきであるとした。

米国はブロードバンドの競争促進のため、規制緩和を推進した。市内通信市場の競争活性化は各国とも共通の関心事であるが、設備の借用ベース対自前ベースという競争政策の力点の置き方、モード間競争の進展状況、既存事業者と新規参入事業者の設備シェアの状況等の競争環境により、アプローチに差異が見られる。今後の日本における地域通信市場の競争活性化のた

め、米国の競争政策の見直しは参考にすべきであろう。

■ UNEを巡る議論の経緯

米国では1996年2月に電気通信法が改正され、既存地域電 話会社(ILEC:Incumbent Local Exchange Carriers)は、 あらゆる技術的に可能な地点においてアンバンドルベースで ネットワーク要素への非差別的アクセスを提供することが義務 付けられた。FCCは同年8月、市内競争命令・規則を制定し、 アンバンドルベースで提供すべきネットワーク要素を規定した。 ILEC等はこの命令・規則を訴訟で争い、1999年1月、連邦最 高裁判所は、UNEの必要性と阻害性を検証し具体的なUNEを 再検討するよう、FCCへ差戻した。FCCは同年9月、UNE差 戻し命令を採択し、また11月には、加入者回線の高周波数部 分のUNEとしての提供を義務付ける回線共用命令を採択した。 これらの命令についても訴訟で争われることになり、2002年5 月、ワシントンD.C.連邦控訴裁判所はこれらの命令をFCCに 差戻した。そこでFCCは、この差戻し命令に対応するととも に、3年ごとのUNE見直しの一環として、今回のUNE見直し 命令・規則を公表した。

■ UNEの概要

1996年電気通信法および市内競争命令・規則は、市内通信市場における競争の促進を図るため、競争的地域電話会社(CLEC: Competitive Local Exchange Carriers)の参入手段として、次の3方式を規定した。すなわち、CLECが設備を自ら建設しILECの設備と接続する形態、ILECのネットワークの一部分を切り離して(アンバンドルして)借用し参入する形態、およびILECの小売サービスを卸料金で仕入れ再販売する形態である。このうち、2番目の方式がUNE方式といわれるものである。UNEによる参入形態の特色は、料金が長期増分費用方式で設定されることから、大幅に低廉な費用で参入することが可能な点である。競争政策導入当初は再販方式が多かったが、最近はUNE方式が主流になっている。

■ UNEに関する規定に関する解釈基準

ILEC各社は、いかなる接続請求電気通信事業者に対しても、アンバンドルされたベースで、あらゆる技術的に可能な地点において、ネットワーク要素への非差別的なアクセスを提供する義務を課されている。

ネットワーク要素のアンバンドル提供義務に関する解釈基準として、性質上独占的なネットワーク要素へのアクセスが必要かどうかという必要性基準と、ネットワーク要素へのアクセスを提供しないと、接続請求電気通信事業者の能力を阻害するかどうかという阻害性基準とが示されている。このうち、阻害性基準に関し、UNE見直し命令は、「既存地域電話会社のネットワーク要素へのアクセスができないことが、市場への参入を非経済的にする参入障壁となっているときに、接続請求事業者は阻害されると認定する」としている。

■ UNE見直し命令・規則の主要な内容

今回のUNE見直し命令・規則は、設備ベースの競争を促進する方向で従来の規則を大幅に緩和したものである。主要な議論は、市内音声通信競争に関し、UNE-Pの提供義務の継続を決めたことであり、ブロードバンド競争に関しては、加入者回線のアンバンドルベースでの提供に関する義務を改正し、回線共用の提供義務を撤廃したことである。

■ UNE-Pの提供義務の存続

今回のUNE見直し命令・規則の制定に際し最も議論が集中 したのは、音声市内通信サービス市場への参入手段としての UNE-Pの取り扱いである。

UNE-Pとは、CLECがUNEを結合した形態(たとえば、加入者回線と市内交換機等)でILECから調達し、サービスを提供するものである。UNEが結合された形態で提供され、料金が長期増分費用方式で算出され低廉であるという特色を持ち、実態は再販と同様である。

UNE-Pの取り扱いに関しては、UNEの結合提供義務は 1996年電気通信法で規定されているため、UNE-Pの主要な構 成要素である市内交換機能のUNE提供義務に議論が集中した。

市内交換機能のアンバンドル提供義務に関しては、マス市場向け(64kb/s容量の加入者回線を利用しているユーザ)につい

て、原則として、市内交換機能へのアクセスをアンバンドルして提供しなければならないとした。

他方、企業市場向け(1.5Mb/s以上の容量の回線を利用しているユーザ)には、原則として、市内交換機能のアンバンドル提供義務を課さないこととした。

■ 加入者回線のアンバンドルベースでの提供義務

ブロードバンドの競争促進に向け、加入者回線のアンバンドルベースの提供義務が大幅に緩和された。まず、マス市場向けには、光ファイバの新規敷設の場合、アンバンドル提供義務は免除され、銅線との重複敷設の場合には原則として義務が免除された。銅線に関しては、ドライカッパーの提供は従来どおり義務付けが継続されることになった。

他方、企業市場向けには、超高速の光ファイバに関してはアンバンドル提供義務が免除されたが、その他の回線に関しては 原則として義務が存続することとなった。

■ 回線共用の提供義務の廃止

DSLサービス提供のためILECとCLECとが1本の銅線を共用する回線共用(ラインシェアリング)に関しては、ILECによるCLECに対する提供義務を、3年間の移行過程を経て廃止することにした。

■ 命令発効後の動向

今回の命令・規則に関しては、ILEC、CLEC双方から訴訟が提起され、激しい論争が展開されている。今後、ワシントンD.C.巡回区連邦控訴裁判所において審理がなされる予定である。

■ 長期増分費用方式の見直しに関する規則制定提案告示の経緯

1996年電気通信法では、相互接続およびUNEの料金はコストに基づかなければならないとされている。これを受け、FCCは1996年8月に規則(以下、TELRIC規則)を制定し、法律上要請されているコストとは、長期増分費用と共通費の合理的配賦額の合計である前向きの経済的コストであると規定している。この規則はその後長期にわたり訴訟で適法性が争われ

てきていたが、2002年5月、連邦最高裁判所は、次のように TERLIC規則を適法とする判断を示した。すなわち、FCC規 則が仮想的なネットワーク基準をとること、および歴史的コス トを採用しないことはいずれも適法であるとし、収用問題に関 しては、料金設定原則が争われており具体的な料金が争われて いるのではないので、憲法判断のための成熟性を欠くとした。

その後も料金設定方法に関する政策としての妥当性について 論争が続いていたが、今回の見直しはTELRIC規則制定以来 の包括的な見直しとなるものである。

■ 規則制定提案告示の概要

今回の規則制定提案告示の概要は、第一に、UNEの料金設定方式として前向きの経済的コストを用いるという1996年の決定を再確認することである。第二に、効率的な設備投資を促進するためのより適切な経済的シグナルを市場に提供することを目的とすることである。第三に、州公益事業委員会がUNEの料金決定をより容易にするために、UNEのコスト算定方法を簡素化することである。

また、今回の規則制定提案告示で取り扱われる課題としては、前向きの経済的コストを算定する際に、既存事業者のネットワークのルーティングと接続形態の現実の世界の特質をもっと反映させるべきであるということがあげられる。この暫定的結論に照らし、ネットワークのルーティングや建設、技術、設備共用、稼働率のような数多くのネットワークの前提に関するコメントを求めている。さらに、UNEの料金設定に関する3年ごとの見直しに起因するアンバンドル義務の変更の影響についてもコメントを求めている。

■ 資本コスト

今回の規則制定提案告示の主要な論点の一つは、資本コストに関するものである。資本コストに関し、FCCは、1996年のTELRIC規則において、連邦または州レベルで現在認められている報酬率(連邦レベルでは11.25%)が合理的出発点であり、ILECがこれと異なるリスク調整済みの資本コストを証明した場合には、州公益事業委員会は資本コストを調整することができるとしている。また、2003年8月のUNE見直し命令では、TELRICに基づいた資本コストは競争的市場のリスクを反映すべきであるとしている。

このようなことから、今回の規則制定提案告示では、資本コストを決定する具体的な変数および資本コストに反映されるべきリスク要因を定量化する方法、州や事業者ごと、さらにUNEごとに異なる資本コストを採用することの当否等に関し、コメントを求めている。

■ 減価償却

TELRIC規則においてFCCは、経済的減価償却の使用を 義務付けたが詳細は示していなかった。耐用年数に関しては、 FCCは財務会計上の耐用年数の使用に消極的であり、多くの 州が規制上の耐用年数を使用している。2003年のUNE見直し 命令では、償却方法として加速償却を採用してもよいとしてい る。

このような背景を受け、今回の規則制定提案告示では、耐用年数に関し、財務会計上の耐用年数は事業者が資本支出を計画する際の年数より長いのか短いのか、また、規制上の耐用年数は前向きのコスト算定方法において要求される競争と技術の前提を反映しているのか等についてコメントを求めている。さらに、減価償却方法に関しては、設備価格の変化をUNE料金にどのように反映させるべきか等についてコメントを求めている。

■ 料金体系等

TELRIC規則では、加入者回線のような専用的設備は定額料金で、共用設備は定額または従量料金でコストを回収すべきであるとしているが、これを変更する必要があるかどうか等に関しコメントを求めている。また、地理別、サービス別にUNE料金を異なるものにすべきかどうか等についてもコメントを求めている。

■ ネットワークの前提

TELRICのルールは、前向きの経済的コストの算定においてILECのネットワークのルーティングや地勢の現実の特性をもっと正確に反映すべきであると暫定的に結論するが、現行のルールは、CLECが新設備に投資するか、ILECの既存の設備を借りるかの決定をする判断を歪めているかどうかについてコメントを求めている。また、現行ルールは、CLECはILECの過去の非効率性を補償すべきではないとの原則に立っているが、

この原則から離脱する理由はあるかについてコメントを求めている。さらに、ILECの現実のネットワークを反映した方法は、州公益事業委員会が現行ルールよりも導入しやすいかどうか等に関してコメントを求めている。

■ ネットワーク設計

ネットワーク設計に関しては、UNE料金はILECのネットワークのルーティングと地勢の現実の特性を反映すべきであるとの暫定的結論を出しているが、これと整合するネットワークのルーティングの前提についてコメントを求めている。また、1996年の市内競争命令は設備共用や稼働率に関するガイダンスを出していないが、それぞれを設定するための方法やガイドラインについてコメントを求めている。

■ 今回の命令や規則制定提案告示の位置付け等

今回のUNE見直し命令およびTELRIC規則に関する規則制定提案告示は、1996年の制定以来初めての包括的な見直しであり、競争政策全般にわたるものである。UNE規則見直しのうち、市内音声通信に関しては、最も競争が遅れていた市内市場に一定程度競争が進展し、ベル系電話会社の州際通信への進出が完了したこと等を反映している。ブロードバンド競争に関しては、米国の遅れに対する危機感もあり、また、ADSL、CATV、衛星等モード間の競争の進展、光ファイバへの投資インセンティブの付与等を背景にしていると考えられる。TELRIC規則に関しては、ILECの設備投資インセンティブの付与等を背景にしている。

これらの見直しの方向性は、設備ベースの競争政策を推進することである。1996年の規則制定以来時間が経過し競争導入の初期段階は終了したという認識があり、効率的なネットワーク仮説の下で人為的に安い料金で設備を借りる参入形態から、自前で設備を建設して参入する形態の重視へと政策を転換するものである。そして、自前の設備を建設する事業者の設備投資インセンティブを確保しようとする政策の現れでもある。

米国はブロードバンドの競争促進のため、日本よりも規制を 緩和したと言えるであろう。たとえば光ファイバについてみる と、米国では原則として規制が撤廃された。日本では、接続料 金は会計ベースで設定されることになっているが、第一種指定 電気通信設備としてアンバンドル提供義務が課せられている。 日米では規制制度や競争環境が異なることから、一概には比較できないが、光ファイバのように既存事業者のシェアが必ずしも多くないことは共通しており、米国の政策は参考として注視していくべきであろう。

長期増分費用方式は、日米だけでなく、英国やドイツ、フランスでも導入されている。英国では、規制機関が作成するボトムアップモデルだけでなく、既存地域電話会社のトップダウンモデルとの調整、プライスキャップ規制との結合等により、より現実的なアプローチをとっており、米国の状況とは異なる。

各国とも、市内通信市場の競争活性化は共通の関心事である。 借用ベースか自前設備ベースかといった競争政策の力点の置き 方、モード間競争の進展状況、既存事業者と新規参入事業者の 設備シェアの状況等の競争環境により、各国に政策の差異が見 られる。日本における競争政策の推進にあたり、諸外国の政策 も参考とすべき点は留意していくべきである。

栗澤哲夫(GLOCOM主任研究員)

『韓国人から見た北朝鮮』

呉 善花 著

講師:呉 善花(拓殖大学日本文化研究所客員教授/GLOCOM客員研究員)

2003年12月4日に呉善花拓殖大学日本文化研究所客員教授・GLOCOM客員研究員による『韓国人から見た北朝鮮』の読書会が行われ、時機を得たテーマについての解説の後、熱心な質疑が続いた。以下は、在日27年の知日派でもある呉善花氏による講演の概要である。

- 1. 北朝鮮に対するイメージについて、日本では2002年の日朝首脳会談での拉致事件発覚以降、悪いイメージと不信感が増幅しているのとは全く対照的に、反日反共の軍事政権が長く続いた韓国では、1998年に発足した金大中政権の太陽政策以降、北に対する恐怖感が薄らぎ、むしろ同胞民族としての親近感から親北のムードへと変化してきている。特に2001年の南北首脳会談での、年長者に対する礼儀をわきまえた金正日の態度によって、韓国では好印象が広まった。核問題についても、同一民族に対して核を使用することはあり得ないと信じている人が韓国では過半数に達している。さらに2002年9月のアジア大会での美女応援団に対し、伝統的な韓国美人の清楚なイメージや統一行動について追っかけファンクラブができるなど話題沸騰した。このように日韓の間では、北朝鮮に対する世論の対応が大きく違ってきている。
- 2. 朝鮮半島では、14世紀末以来518年も続いた李氏朝鮮が、 それ以前の高麗の仏教色を払拭し、現世主義的な儒教イ デオロギーを推し進め、自民族優先主義(ethnocentrism) や嫉妬深い中央集権主義を実現し、小中華思想によって、 日本に対し一貫した侮日観を採ってきた。「衛正斥邪」は 日本の尊皇攘夷に相当する。実は北朝鮮のみならず韓国 にも、この儒教的な伝統は多く残っている。北と南とでは、 首から上は社会主義と資本主義の違いはあるものの、首 から下の社会的な倫理や意識の構造は共通している。自 民族を自画自賛し、国際結婚を民族の血を濁らせるとし て否定し、父系の縦社会の孝を重視する、ハナニム(唯一 様)・ハヌニム(天様)という家父長的な国家観などのルー ツは、まさに儒教=天命思想にある。北朝鮮のチェチェ 思想は、いわば儒教をより極端に体系化した社会主義版 といえる。また言語についても、日本語以上に漢字中心 の伝統を捨てて、ハングル専用の言語にしたことも自民

- 族優越主義と関係がある。特に漢語のもつ抽象的な語彙を失ったことによって、日常会話から離れた議論や、文学・歴史の理解などが不得手となっている現実は南北に共通している。
- 3. また文化の面では、左右対称を好み、統一的な美意識や色彩感覚を持つことについては、家や首都の作り方から食器や化粧や衣装のみならず、満月や満開を愛でる気持にまで現れている。「八方美人」という言葉は、韓国語では、日本語にあるような否定的なニュアンスがなく、外見も内面も完璧な美人を意味する。
- 4. 韓国にとっての北の脅威とは、核でもミサイルでもなく、 体制が崩壊して2,000万人を韓国が丸ごと抱える事態にな ることである。そうならぬためには、北に経済援助をし つつ軍縮を進め、開放経済に移行させるしかない。これ は崩壊しようとしている北の体制を崩壊させないという ジレンマなのである。
- 5. 日本は、技術大国、経済大国であると同時に「芸術大国」であることをもっと自覚すべきである。茶の湯などに典型的に見られるように、日本の文化には、素材の重視、自然との一体感、揺れ動く曖昧さへの価値観がある。そこに未来を創造する力があるのではないだろうか。これからのグローバルな社会においては、欧米的な日本、アジア的な日本に加えて、東アジア文化の底流にある無意識な「縄文的」あるいは「前アジア」的な発想・視点が、未来を切り開く新たな第三の軸になり得るのではないか。

小林寛三(GLOCOMフェロー)

個人情報保護法入門

講師:青柳武彦(GLOCOM主幹研究員)

2004年1月19日に行われたIECP研究会は、筆者を講師とする「個人情報保護法」をテーマとしたものであった。個人情報保護法(以下、単に本法と称す)は、2003年5月に他の関連4法とともに成立して2年間の猶予期間を経て実施されることになっており、企業としても対応が急務とされている。

本法は一般には個人のプライバシーを保護するものと理解されているが、実は保護されているのは個人"情報"であって、必ずしもプライバシーではないことをまず理解しなければならない。本法を遵守してもプライバシー保護に不足の場合もあるし、プライバシー保護を十分に行っても本法に違反する場合もある。したがって、本法はプライバシーについての全般的な状況とあわせて理解することが肝要である。

プライバシーは、表現の自由その他のいろいろな権利や自由と衝突する場合が多い。重要なことは、プライバシーは重要ではあるが高級かつ脆弱な人格権なので、基本性が低いという意識をもつことである。プライバシーばかりが大手をふってまかり通る社会は、むしろそのために多くの公共の利益が犠牲になっている"病んだ社会"かもしれないのである。

プライバシーの現状を見るに、残念ながら過保護、拡大解釈、および逆に拒否反応が乱れ飛んでいる。これは、プライバシーについての従来からの定説となっている「プライバシーとは自己情報をコントロールする権利」であるという誤った定義の方に大きな責任があると考えざるを得ない。この定義は、手段が自己目的化しているうえに、情報化社会ではすでに成立していない命題、つまり「自己情報は自分のものであって、コントロールすることが可能である」が前提となっている。

また、対象があまりにも広範囲にすぎる。プライバシーはより限定的に定めて、その代わりにしっかりと護ることが重要である。筆者の定義は「プライバシー権侵害とは不可侵私的領域の個人情報や自律権を侵害すること」である。この場合の不可侵私的領域とは、①私生活上の事実と思われる事柄、②一般人の感受性からいって公開したくないこと、③非公知の事実、および④公開によって不快や不安を覚えたこと、である。なお、本4点は本邦初のプライバシー裁判『宴のあと』事件における判決文からとったものである。

情報に関するプライバシー権侵害とは、このような不可侵私 的領域の事実が氏名や住所などの個人識別情報とアンカリング (関連づけること)された時に成立する。個人識別情報は、プラ イバシー情報の不可欠な部品ではあるが公知の事実であるため、 それ自体ではプライバシー情報ではない。 侵害行為の本質的な 部分はアンカリング行為なのである。

法的権利としてのプライバシー権は、憲法第13条の幸福追求権に基づくといわれてきたが、私人・間への適用の問題、適用条文の妥当性の問題があるので、憲法を、プライバシー権のような他の人格権や自由との調整の必要性が大きい権利の根拠法とするのには無理がある。刑法上では名誉毀損罪や侮辱罪の隣接罪の扱いを受けているが、適用はあまり多くない。ほとんど大部分は、民法上の不法行為を理由とした損害賠償請求事件として扱われているのが実情である。しかし不法行為ベースの場合には、故意過失責任の立証責任が被害者側にあるので、法廷戦術的に困難なところがある。したがって民事事件として扱う場合でも、可能な場合には契約不完全履行責任を追及する方が、立証責任は加害者側となるので有利である。

プライバシー権を保護するためには、従来のような不法行為中心の事後的な損害賠償請求ベースでは十分ではないので、社会法分野における立法論的対応が必要である。本法は、本来であればプライバシー権を保護するための重要根拠法であるべきなのであるが、先に述べたように、そのようになっていない。また、個人を識別することができる個人情報をすべて対象としているので対象範囲が広すぎること、および情報の保護が主目的でプライバシー権保護は副次的なものにすぎないこと、などの問題点があるので、プライバシー権保護の観点からは実効性を伴わない危険性がある。

本法は、結果的にとはいえプライバシー権を保護するというが、一般的なプライバシー権を対象としたものではない。一般的なプライバシーが極めて相対的、個別的で広範囲なのと対照的に、本法が対象とするデータ・プライバシーは、極めて限定的で画一的(対象データ数が多いので個別対応はできない)で制限的である。しかも、その保護を個人情報取扱事業者(以下、単に事業者と称す)の規制を通じて間接的に行うにすぎない。

本法に対しては依然として「表現の自由」を言いたてる反対運動が絶えないが、消費者の個人情報をいかにして保護すべきかの視点が欠落しているのは遺憾である。「表現の自由」と「プライバシー」は必ず競合・衝突する概念であるのだから、いかにして調整・バランスを取るかの問題なのである。

本法の課題としては、まず対象範囲が広すぎるという問題を

何とかしなければならないだろう。個人識別が可能なすべての個人情報を保護する必要はない。そのためにはタブーとなっているようにさえ思えるプライバシーとの関連を明確にして、プライバシーを侵害するものだけを規制すればよいのである。

しかし本法が、個人情報保護およびプライバシー保護への第一歩であることには間違いはない。本法は事業者の義務として、利用目的による制限、適正な取得、安全管理措置、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止などについて詳細な規定を行っている。

ただし本法の条文を一字一句厳密に適用すると、事業者に過 大な負担が生じたり、社会との摩擦が大きすぎたりする危険性 があるので、数々の適用除外、特例、および猶予期間を設けて いる。マスコミを一律に適用除外にしてしまったのは極めて遺 憾であったが、その他の特例措置はよく研究して本法の趣旨と 現実の調和を図り、本法の趣旨を効率よく実行する必要がある だろう。

青柳武彦(GLOCOM主幹研究員)

GLOCOM『智場』No.95

発 行 学校法人 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 〒 106-0032 東京都港区六本木 6-15-21 ハークス六本木 Tel. 03-5411-6677 Fax. 03-5412-7111

発行人 公文俊平

発行日 2004年2月1日

制 作 『智場』編集チーム

濱田美智子

田熊啓

浅野 眞

Copyright 2004 by Center for Global Communications, International University of Japan